

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
みなかみ町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 みなかみ町は、群馬県の最北部に位置し、北の谷川連峰を源とする利根川と北西側の三国連峰から流れる赤谷川は、当町南部で合流している。その豊富な水量は関東の重要な水源となり、集落や耕作地は二つの川に沿うように広がっている。また、 781 km^2 という県内でも最大の面積を有し、標高 $300\text{ m} \sim 1,000\text{ m}$ の以上の中山間地帯に位置し、夏は冷涼、冬は寒さが厳しく、特に山岳部の積雪が多い地域である。

当地域の農業形態は、従来から水稻と養蚕を中心とした複合経営が一般的であった。しかし産業構造の変化、農業従事者の兼業化、高齢化が進み、後継者不足に加えて、農産物価格の低迷、畜産物等の生産過剰傾向は農家経済にも重大な影響を及ぼし、農業経営の不安定の要因をなしている。また他産業従事者との所得の格差等を考慮すると、農業離れ傾向は今後更に強まるものと推察される。

このように、農業をとりまく諸条件は厳しい状況にあるが、本町は首都圏外周部に位置し、美しい自然景観や、水上や猿ヶ京をはじめとする多くの温泉・スキー場等の観光資源にも恵まれ、関越自動車道の2つのインターチェンジや上越新幹線の駅を有するなど、その格好の立地条件を活かして、観光果樹園や農産物直売所等の開設が進められている。

このような状況の中で、経営規模拡大農家の育成や施設野菜及び菌茸類等の新規作物導入を推進していく。また農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 みなかみ町の農業構造については、昭和40年代半ば頃より兼業化が進み、恒常的勤務による安定農家が増加したが、最近、一層の兼業農家の増加によって、土地利用型農業を中心として農家の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 みなかみ町は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、みなかみ町及びその周辺市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり概ね350万円程度）、（1個別農業経営体あたり概ね550万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり $1,750 \sim 2,000$ 時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

さらに、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話し合いに基づき地域計画を策定する。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、

農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増化させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。

- 4 みなかみ町は、将来のみなかみ町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当ってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、みなかみ町は、農業協同組合、農業委員会、農業事務所等が十分なる相互の連携の下で密接な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の密接な指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

また、農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連坦化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、今後増加傾向にある遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主であることにおいて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている場合は、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合農作業受託部会と連携を密接にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また併せて集約的な経営展開を助長するため、農業事務所等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同

時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域であるみなかみ町においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人化を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、みなかみ町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とし中山間地域農村活性化総合整備事業等の農業農村整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分考慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 みなかみ町は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業事務所の協力を受けて、認定農業者、又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点指導及び農協支所単位の研修会の開催等を行う。

特に、水稻・養蚕からの脱却を図ろうとする地域においては、新規の集約的作目導入を図るために、同指導チームの下に、市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

果樹等の観光農業作物については、産地としての付加価値化と通年型観光農業の振興に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その更なる向上に資するめ、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

みなかみ町の令和2年の新規就農者は4人で、過去5年間の新規就農者は15人の状況となっているが、従来からの基幹作物であるりんごの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、みなかみ町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、みなかみ町においては年間3人の当該青年等の確保目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

みなかみ町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,750～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね250万円程度、1経営体あたりは概ね350万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けたみなかみ町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業事務所や地域連携推進員、農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 月夜野地区、新治地区

従来からの基幹作物であるりんごを栽培する月夜野地区、新治地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（1人程度）を重点的に進め、農業協同組合、りんご生産組合等と連携し、りんごの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
1 施設野菜 複合① (トマト、仔 ゴ、水 稻)	<p>〈作付面積〉 雨よけトマト 25a 仔ゴ 15a 水稻 20a</p> <p>〈経営面積〉 0.60ha</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化一貫体系) • トランクター (30ps) • ローテーター (1500mm) • 動力噴霧機 (50L/分) • 土壤消毒機 (2条) • トラック(1t、軽) • 小型管理機 (7ps) • 暖房機 (300坪用)2台 • 保冷庫(2坪) • かん水用ポンプ (2.7k) • 田植機(2条) • バインダー • ハーベスター • 精搗り機 • 米選機 <その他> • ウィルスフリー優良株 の専用親株床の設置と 加温による仔ゴの早期 出荷 • イチゴは雨除け育苗 • 地域有機物活用による 土づくり • 雨よけトマトはセル成 型苗 と選果場利用により省 力化 • マルハナバチの利用 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イチゴと雨除けトマト、水稻の複合化による周年労働の実現 ・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥によるブランド品としての有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・トマト生産による夏季労力の有効利用 	基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用労力(延べ) 42日 快適な作業環境の整備 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
2 施設野菜 複合② (トマト、肉 牛繁殖、 水稻)	<p>〈作付面積〉</p> <p>雨よけトマト 30a 水稻 50a 飼料作物 160a 繁殖牛 30頭 育成牛 3頭</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>2. 40ha</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (31ps) ・コンバインスタ、モア、ヘイバー ラ、ロールバー、ホイルローダ、 ブロードキャスター、ベルクラフ タ：(共有) ・ローテー (1500mm) ・洗浄機 ・連動スタンション ・動力噴霧機 (50L/分) ・土壤消毒機 (2条) ・軽トラック (660cc) ・小型管理機 (7ps) ・田植機 (2条) ・バインダー ・ハーベスター ・糞摺り機 ・米選機 ・かん水用ポンプ (2. 7k) (群飼育体系) ・群飼育舎 ・堆肥舎 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけトマトはセル成 型苗と選果場利用によ り省力化 ・家畜排せつ物の堆肥化 と利用の促進 ・マルハナバチの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳によ る経営収支の 把握とコスト 節減 ・良質堆肥の投 入と有機質主 体の施肥によ りブランド野 菜としての有 利販売 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人</p> <p>快適な作業環境 の整備</p> <p>定期的な休日の 確保</p> <p>家族経営協定の 締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
3 花き専作 (シクラメン 主体)	<p><作付面積></p> <p>シクラメン 25a 花壇苗 20a</p> <p><経営面積></p> <p>0.45ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質フィルムハウス 2000m² ・作業舎 100m² ・大型連棟ハウス 2000m² ・温風暖房機 10万Kcal 2台 5万Kgal 2台 ・液肥混入機 ・動力噴霧機 (30L/分) ・トラック(2t、軽) ・ホッテングマシン ・ホイルローダー (0.2m³) ・フォークリフト(1.5t) ・クラッシャー ・発芽室 (1坪) ・栽培ベッソ固定 (2000m²) ・栽培ベッソ (1000m²) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セル育苗の導入 ・汁液分析による適性施肥の実施 ・ハウスは複合環境制御システムを装備 ・気象にあつた品目導入による高品質生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・3～5年先の消費動向を見極めての優良種苗の確保 ・契約栽培による計画生産 ・パソコン利用による顧客のデーター管理、経営管理 ・労務管理 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用労力(延べ) 357日</p> <p>パート雇用の有効活用</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
4 果樹複合 ① (りんご、 ブルーベリー 、西洋ナシ)	<p>〈作付面積〉</p> <p>リンゴ 70a ブルーベリー 10a 西洋ナシ 10a</p> <p>〈経営面積〉 0.90ha</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (21ps) ・スピードストレーラー (1000L) ・乗用マ (80cm幅) ・マニュアルレッカ (自走 1000kg) ・トラック (1t、軽) ・高所作業台車(クローラ型) ・密入りセンサー ・保冷庫 (2坪) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とする栽培 ・ブルーベリーは、「おおつぶ星」「あまつぶ星」を中心とした観光もぎ取り園 ・西洋ナシは地域適性品種の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した觀光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便利用による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデーター管理 ・密入りセンサーを利用した高品質「ふじ」の贈答用販売 	<p>基幹労力 2人 雇用労力(延べ) 17日</p> <p>リンゴ花摘み、 摘果作業に対するパート雇用</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
5 果樹複合 ② (りんご、オ ウトウ、モモ)	<p>〈作付面積〉</p> <p>リンゴ 70a オウトウ 10a モモ 5a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>0.85ha</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (21ps) ・スピードストレーラー (500L) ・乗用マ (80 cm幅) ・マニュアルレッカ (自走 1000kg) ・トラック (1t、軽) ・高所作業台車 (クローラ型) ・密入りセンサー ・保冷庫(2坪) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リンゴは県育成品種及び「ふじ」を中心とする栽培 ・オウトウは雨よけ栽培により高品質化 ・モモは白鳳を主体に早生、あかつき等の中性種の組合わせにより収穫期間の延長と労力分配 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合果樹生産により収穫期間の延長と労力分散を図る ・直売、宅配便等による多元販売 ・パソコン利用による顧客のデーター管理 ・密入りセンサーを利用した高品質「ふじ」の贈答用販売 	<p>基幹労力 2人 雇用労力(延べ) 27日</p> <p>リンゴの摘花、 摘果収穫作業に 対するパート雇用</p> <p>自走式運搬作業 台車による作業 の軽減</p> <p>定期的な休日の 確保</p> <p>家族経営協定の 締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
6 果樹複合 ③ (オウトウ、エ ダマメ、水 稻)	<p>〈作付面積〉 オウトウ 30a エダマメ 120a 水稻 50a 〈経営面積〉 2.00ha</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用モア (80cm幅) ・トラック (1t、軽) ・高所作業台車 (クローラ型) ・トラクター (30ps) ・ローター (1800mm) ・ブレンドキャスター (自走式) ・管理機 (6ps) ・動力噴霧機 (50L/分) ・播種機 (1条) ・脱きょう機 ・マメ洗浄機 ・エダマメ選別機 ・マルチ巻き取り機 ・予冷庫(1.5坪) ・田植機 ・バインダー ・ハーベスター ・糲摺り機 ・米選機 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オウトウは雨よけ栽培により高品質化を図る ・加温栽培と普通栽培による作業分散と有利販売 ・地域有機物活用による土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支把握とコストの節減 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用労力(延べ) 45日</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
7 コンニヤ ク+露地 野菜 (エダマメ)	<p>〈作付面積〉 コンニャク 200a エダマメ 50a 水稻 50a</p> <p>〈経営面積〉 3.00ha</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30 ps) ・ローラー (1800mm) ・動力噴霧機 (50L/分) ・トラック (1t、軽) ・小型管理機 (6ps) ・コンニャク植付機 ・掘取機 (95cm幅) ・予冷庫 (1.5坪) ・温風機 ・脱きよう機 ・マメ洗浄機 ・エダマメ選別機 ・田植機 (2条) ・バインダー(2条) ・ハーベスター ・播種機 (1条) ・糲摺り機 ・米選機 ・マルチ巻き取り機 ・プレンドキャスター (自走式) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エダマメとの輪作により連作障害の回避 ・コンニャクについてはボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による土づくり ・水稻は育苗センターを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・市況情報の収集と計画出荷 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
8 酪農専作 (つなぎ 飼い飼 養)	<p>〈飼養頭数〉 経産牛 45頭 育成牛 20頭</p> <p>(経産牛1頭当たり乳量 8,500kg)</p> <p>飼料作物 500a</p> <p>〈経営面積〉 5.00ha</p> <p>(飼料自給率 T D N 35%以上)</p>	<p>〈資本装備〉 つなぎ飼い・パイプライ ンミルカ一方式・牛舎・ 付属施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (105ps共有) ・トラクター (77ps:共有) ・サロ ・堆肥化施設 ・トラック (2t, 2台) ・飼料作物収穫作業機械 (ハーベスター5種:共有) ・飼料作物栽培作業機械 (フロウ他6種 共有) ・バキュームカー (6KL 共有) ・ホイルローター (0.5m³ 共有) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とす 資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑 の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化 と利用の促進 ・混合飼料給与方式・飼 料作物生産の機械利用 組合方式の導入 (5戸共同) ・計画的肉畜生産 (F1) ・受精卵移植技術による による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 による経営収支の把握と資 金管理の徹底 ・青色申告の実 施 ・パソコン活用 による経営分析 ・牛群検定の活 用 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用能力(延べ) 17日</p> <p>ヘルパーの活用 による休日制の 導入</p> <p>家族経営協定の 締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
9 肉牛(肉 専用種繁 殖) +水稻	<p>〈飼育頭数〉</p> <p>繁殖牛 50頭</p> <p>育成牛 5頭</p> <p>水稻 120a</p> <p>飼料作物 430a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>5.50ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>(独房+群飼育体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群飼育舎 ・分娩牛舎 ・離乳群飼育舎 ・トラクター (30ps) ・コンバインスター (2条) ・モア ・ハイベーラ ・ロールベーラ ・ホイルローダ ・プロートキャスター ・ペールグーラフ ・洗浄機 ・連動スタンチョン ・乗用田植機 ・コンバイン ・乾燥機 ・軽トラック (660cc) ・糞摺り機 ・計量米選機 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・系統の良い種雄を交配する ・借地活用による自給飼料の栽培 ・育成牛の牧場育成委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営と計画の分離 ・繁殖成績管理 ・販売成績管理 ・優良系統分析 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 休日制の導入 給料制の導入 家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
10 シイタケ (原木) + 水稻	<p><作付面積></p> <p>シイタケ (年植菌) 25,000本</p> <p>水稻 80a</p> <p><経営面積></p> <p>稼働ほど木 50,000本</p> <p>0.80ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬車 2台 ・軽トラック 2台 ・穿孔機 2台 ・暖房機 2台 ・クレーン ・フォークリフト ・包装機 ・乾燥機 ・保冷庫 ・トラクター (21ps) ・ローラー (1.5m) ・田植機 (2台) ・バインダー (2台) ・ハーベスター ・叢摺り機 ・米選機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・伏せ込み場の環境を整える。 ・良い菌種を使用した、計画栽培を行う。 ・気象条件に応じた適正な原木管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具、施設の耐用年数以上の使用による、原価償却費の削減を図る。 ・作業計画表を作成し効率的な作業を行う。 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 雇用労働(延べ) 204日</p> <p>快適な作業環境の整備</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
11 水稻+大豆+ソバ	<p>〈作付面積〉</p> <p>水稻 200a</p> <p>大豆 300a</p> <p>ソバ 300a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>自作地 8.00ha</p> <p>借地 1.50a</p> <p>6.50a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30ps) ・トラクター (60ps) ・ローラー (2.2m) ・田植機 (4条) ・自脱型コンバイン (水稻) ・乾燥機 (水稻、大豆用) ・糲摺り機 ・乗用管理機スプレイヤー ・プロードキャスター ・ケンブリッジローラー ・普通型コンバイン (大豆、ソバ) ・平置き乾燥機 (ソバ) ・粒選別機 ・軽トラック (2台) <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソバは、夏、秋の2回作付けを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・大豆、ソバ用コンバインの能力をフル活用するため、休閑地を利用した規模拡大 ・計画的作業による適期作業の実現 	<p>基幹労力 2人 補助労力 1人 休日製の導入 給料制の導入 家族経営協定の締結</p>	みなかみ

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現にみなかみ町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、みなかみ町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
1 施設野菜 (雨よけトマト)	<p>〈作付面積〉 雨よけトマト 30a</p> <p>〈経営面積〉 30 a (借地)</p>	<p>〈資本装備〉 • トランク (19ps : 共同) • 管理機 (5ps : 中古) • 動力噴霧機 (30L/分) • 灌水用ポンプ (2.7k : 中古) • トラック (1t・軽 : 中古) • パワーアップ (3,000m²)</p> <p>〈その他〉 • 雨よけトマトはセル成型苗と選果場利用により省力化を図る • 地域有機物活用による土づくり • 農薬の適正使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場情報の収集と計画出荷 地域内農家との連携を深め借地経営としての安全性を確保する 簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 中古農機の活用と保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 (夏季のトマト出荷期) チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳 適正な労働時間の設定</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
2 コンニヤ ク専作	<p>〈作付面積〉 コンニヤク280a</p> <p>〈経営面積〉 280a (借地)</p>	<p>〈資本装備〉 (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (50・30ps : 中古) ・土壤消毒機 (マルチ同時 : 中古) ・植付機 (中古) ・堀取機 (中古) ・フォークリフト (1.8t : 中古) ・トラック (2t、軽 : 中古) ・貯蔵庫 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンニヤクの連作障害を回避するため、緑肥輪作と麦の間作および有機質の投入による土づくりに努める ・農薬の適正使用 ・ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立 ・野菜農家との交換耕作 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫時の雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・中古農機の活用と共同利用 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力 2人 雇用労力 (収穫時)</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
3 コンニヤ ク+露地 野菜	<p><作付面積></p> <p>コンニヤク 150a エタマメ 50a</p> <p><経営面積></p> <p>200a (借地)</p>	<p><資本装備></p> <p>(中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (30ps : 中古) ・動力噴霧機 (30L/分) ・土壤消毒機 (マルチ同時 : 中古) ・植付機 (球茎、2条 : 中古) ・堀取機 (95cm幅) ・マメ洗浄機 (中古) ・予冷庫 (1.5坪) ・トラック (2t、軽 : 中古) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥を組合せた輪作 ・農薬の適正使用 ・コンニヤクについてばボルト 液散布の軽減による 減農薬栽培技術の確立 ・地域有機物活用による 土づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・エタマメ収穫時 の雇用労働力 の確保 ・畜産農家との 連携による良 質堆肥の確保 ・簿記記帳によ る経営収支の 把握とコスト 節減 ・中古農機の活 用と共同利用 ・農機具の保守 管理を徹底 し、使用年数 の延長による 機械コストの 低減を図る ・市場情報の收 集と計画出荷 	<p>家族労働力 2人 雇用労力 (エタマ メ収穫時の雇用 労働力)</p> <p>チェックリストに基づ く労働安全の確 保</p> <p>生産履歴の記帳</p> <p>定期的な休日の 確保</p> <p>家族経営協定の 締結</p>	みなかみ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
4 果樹専作	<p>40a リンゴ ブルーベリー</p> <p>30a</p> <p>70a (借地)</p>	<p>・スピードスプレヤー (1000L : 中古)</p> <p>・乗用草刈機 (中古)</p> <p>・トラック (1t、軽 : 中古)</p> <p>・高所作業車 (中古)</p> <p>・保冷庫 (1.5坪)</p> <p>・直売施設兼作業場</p> <p>・ジヤム加工による付加価値化</p> <p>・パソコン利用による顧客データ管理</p> <p>・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立</p> <p>・直売、宅配便利用による多元販売</p> <p>・生産履歴の記帳</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・家族労働力 2人 雇用労力 (ブルーベリー収穫作業)</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>		みなかみ	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	適用地域
5 施設花き	<作付面積> シクラメン 10a その他鉢物 10a <経営面積> 20a	<資本装備> ・鉄骨ハウス (1000m ²) ・ハウス内設備 一式 ・井戸 ・動力噴霧機 ・液肥混入機 ・ホイルローダー (0.2m ³ :中古) ・フォークリフト (1.5t : 中古) ・軽トラック(中古) <その他> ・セル育苗の導入	・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり ・ギフト用として共同出荷による契約販売 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による顧客データ管理、経営管理	家族労働力 2人 雇用労力（鉢上げ・出荷作業に対するパート雇用） チェックリストに基づく労働安全の確保 給料制の導入 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結	みなかみ

なお、米麦や畜産における上記以外の営農類型については、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指針」の6割程度を基準とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

みなかみ町の農畜産物を安定的に生産し、みなかみ町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、みなかみ町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

みなかみ町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、みなかみ町が主体となって、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

みなかみ町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

みなかみ町は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行なながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

みなかみ町は農業協同組合等と連携して、区域内における作付けの品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、農業事務所等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業事務所、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標を示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
48%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

みなかみ町は、米・野菜・果樹の生産と畜産が盛んであり、それぞれの地域にあった営農活動が展開されているが、農業経営者の高齢化や担い手不足、兼業化が急速に進んでおり、耕作放棄地の増加に伴う農地利用率の低下や土地の分散による生産率の低下などの問題が生じている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、具体的には以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ・農用地利用集積促進事業
- ・農地中間管理事業
- ・集落営農の法人化

(3) 関係機関及び関係団体との連携

みなかみ町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

みなかみ町は、群馬県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、みなかみ町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

みなかみ町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 比較的平坦な水田地帯の地区においては、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 畑作を中心とした地区等においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに、みなかみ町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓蒙に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合わせへの対応を行うための窓口を農林課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

みなかみ町は、地域計画の策定に当たって、群馬県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

みなかみ町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員と役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① （2）に規程する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書をみなかみ町に提出し、農用地利用規程についてみなかみ町の認定を受けることができる。
- ② みなかみ町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23

条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものとする。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ みなかみ町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をみなかみ町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ みなかみ町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係わる農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勧奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① みなかみ町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② みなかみ町は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農地利用改善事業の実施に関し、利根沼田農業事務所、農業委員会、利根沼田農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

- みなかみ町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。
- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成20年6月16日から施行する。
2. この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
3. この基本構想は、平成28年12月16日から施行する。
4. この基本構想は、令和3年12月 9日から施行する。
5. この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

